

お知らせ

平成28年12月9日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査における 基準地震動の策定結果について

当社は、女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の申請にあたり、耐震安全性評価に係る基準地震動^{*1}について、東北地方太平洋沖地震等で得られた知見等を踏まえ、「プレート間地震^{*2}」を考慮した基準地震動 $S_s - 1$ （640ガル）と、「海洋プレート内地震^{*3}」、「内陸地殻内地震^{*4}」および「震源を特定せず策定する地震動^{*5}」を考慮した基準地震動 $S_s - 2$ （1,000ガル）を設定しております。

基準地震動に係る審査については、「プレート間地震」、「海洋プレート内地震」、「内陸地殻内地震」、「震源を特定せず策定する地震動」の地震タイプごとに審議が行われ、当社は審査会合での指摘事項等を踏まえ、さらに厳しい条件で追加評価を行ってきました。

このたび、地震タイプごとの追加評価結果を踏まえ、基準地震動を再評価した結果、適合性審査申請時に設定した基準地震動 $S_s - 2$ （1,000ガル）の評価を見直すとともに、新たに4つの地震動を追加しました。

この結果、6つの地震動を基準地震動として設定しました。

詳細は別紙のとおりです。

当社といたしましては、今後、本日の審査会合のコメントについて再検討を行い、それらを踏まえたうえで、設備面における詳細な影響評価を進めてまいります。

<基準地震動の策定結果>

		適合性審査申請時の 基準地震動	新たな基準地震動
震源を特定して 策定する地震動	プレート間地震	基準地震動 $S_s - 1$ <u>640ガル</u>	① 基準地震動 $S_s - D 1$ 640ガル ② 基準地震動 $S_s - F 1$ 717ガル ③ 基準地震動 $S_s - F 2$ 722ガル
	海洋プレート内 地震	基準地震動 $S_s - 2$ <u>1,000ガル</u>	④ 基準地震動 $S_s - D 2$ 1,000ガル ⑤ 基準地震動 $S_s - D 3$ 800ガル
	内陸地殻内地震		
震源を特定せず策定する地震動			⑥ 基準地震動 $S_s - N 1$ 620ガル

以上

※1 基準地震動

原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの。

※2 プレート間地震

海洋プレートと大陸プレートが接している境界で発生する地震。

※3 海洋プレート内地震

大陸プレートに沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内で発生する地震。

※4 内陸地殻内地震

大陸プレート内部での断層運動により発生する地震で、深さがおおむね約30kmよりも浅い地殻の内部で発生する地震。

※5 震源を特定せず策定する地震動

震源と活断層を関連付けることが困難な、過去の内陸地殻内の地震による地震動。

<添付資料>

女川原子力発電所2号機 新規制基準適合性審査における基準地震動の策定結果について